

○姉妹都市交流事業補助金交付要綱

(平成28年6月24日告示第87号)

改正 平成30年6月26日告示第95号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各種団体が姉妹都市である岩手県宮古市との自主的な交流活動を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則(昭和60年黒石市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 団体の所在地が黒石市内にあること。
- (2) 5人以上で構成される団体であること。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としない非営利団体であること。
- (4) 連絡先、責任者等が明確であり、活動の遂行能力、資金の管理能力等を有する団体であること。

2 前項に定めるもののほか、宮古市との交流に寄与する団体と市長が特に認めるものについては、補助金の対象とすることができる。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の内容、補助対象経費及び補助金額は、別表に定める。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、姉妹都市交流事業交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、姉妹都市交流事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする際、必要であると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)

第6条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その事業を完了したときは、完了した日から30日以内に、姉妹都市交流事業補助金事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支決算書（様式第7号）

(3) 参加者名簿

(4) 領収書等の写し

(5) 実績を示す写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、姉妹都市交流事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者が、補助金を請求しようとするときは、姉妹都市交流事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他虚偽の申請等により市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定め、当該補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日告示第95号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	事業の内容	補助対象経費	補助金額
視察・研修交流	視察又は研修によって、相互理解を深めることを目的に実施する事業	交流するために要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)旅費 (通常の経路で姉妹都市等を往復する場合の鉄道賃、宿泊料の合計額)	補助金は、1団体当たり同一年度に1回限りとし、補助金の額は、1人につき5,000円、1団体100,000円を上限とする (ただし、黒石市内で実施する交流事業は除く。)
イベント交流	イベントに参加し、文化及び芸術等の相互理解を深めることを目的に実施する事業	(2)使用料及び賃借料	

各種 団体 交流	各種団体との交 流を通して、相 互理解を深める ことを目的に実 施する事業	(3)その他市長が 特に必要と認め る経費	
その 他	市長が特に認め る交流事業		

様式第 1 号 (第 4 条関係)

姉妹都市交流事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号 (第 4 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

収支予算書

[別紙参照]

様式第 4 号 (第 5 条関係)

姉妹都市交流事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号 (第 6 条関係)

姉妹都市交流事業補助金事業実績報告書

[別紙参照]

様式第 6 号 (第 6 条関係)

事業実績書

[別紙参照]

様式第7号（第6条関係）

収支決算書

[別紙参照]

様式第8号（第7条関係）

姉妹都市交流事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第9号（第8条関係）

姉妹都市交流事業補助金交付請求書

[別紙参照]